

装プ事第6271号
28.4.25
一部改正 装プ事第5072号
令和2年3月31日
一部改正 装プ事第5866号
令和6年3月29日

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官 殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

プロジェクト管理重点対象装備品等の取得マネジメントに準じた方法
等による管理について(通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

プロジェクト管理重点対象装備品等の取得マネジメントに準じた方法等による管理について

(趣旨)

第1 この通達は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第7条第3項の規定により準じた方法等により行うプロジェクト管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 準重点管理対象装備品等 訓令第7条第3項の準じた方法によりプロジェクト管理を行う装備品等をいう。
- (2) 事業管理者 準重点管理対象装備品等に係るプロジェクト管理の円滑かつ効率的な実施のための総合調整を行う担当官であって、事業監理官5人のうちいずれかの者をいう。
- (3) 作業部会 統合プロジェクト・チームのうち準重点管理対象装備品等に係るものをいう。
- (4) 取得計画 取得戦略計画のうち準重点管理対象装備品等に係るものをいう。
- (5) 管理対象装備品等 訓令第7条第3項の規定により特別の方法によりプロジェクト管理を行う装備品等（準重点管理対象装備品等を除く。）をいう。
- (6) 本通達 プロジェクト管理重点対象装備品等の取得マネジメントに準じた方法等による管理についてをいう。

(準重点管理対象装備品等の選定及び解除等)

第3 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、次の各号のいずれかに該当する装備品等について、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。以下同じ。）と調整した上で、準重点管理対象装備品等に選定するものとする。

- (1) 訓令第5条の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の候補とした装備品等
- (2) 訓令第5条の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の候補とし

- なかった装備品等であつて、訓令第6条第1項の重要性を満たす装備品等
- 2 長官は、前項各号の場合であつても、コスト、スケジュール、機能・性能等に係るリスクの高さ等を考慮し、特に準重点管理対象装備品等とする必要がないと判断する場合には、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、準重点管理対象装備品等の選定の対象にしないことができる。
- 3 長官は、第1項の規定によるもののほか、コスト、スケジュール、機能・性能等に係るリスクの高さ等を考慮し、準重点管理対象装備品等とすることが適当であると判断する装備品等がある場合には、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、当該装備品等を準重点管理対象装備品等に選定することができる。
- 4 長官は、準重点管理対象装備品等について、特に準重点管理対象装備品等としてプロジェクト管理を実施する必要性が低下したと認められるときは、その後の重大なリスク及び問題の発生の可能性を考慮し、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、準重点管理対象装備品等の選定の解除を行うことができる。
- 5 長官は、準重点管理対象装備品等以外の装備品等について、特に訓令第7条第3項の準じた方法によるプロジェクト管理を実施する必要性が生じたと認められるときは、その後の重大なリスク及び問題の発生の可能性を考慮し、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、準重点管理対象装備品等に変更することができる。
- 6 長官は、第1項、第3項及び第5項の規定により準重点管理対象装備品等として選定した装備品等については、必要に応じ事業管理者及び作業部会を置くとともに、取得マネジメントによるプロジェクト管理を行うものとする。
- 7 長官は、第1項、第3項及び第5項の規定により準重点管理対象装備品等に選定し、又は第4項の規定により準重点管理対象装備品等の選定の解除を行った場合は、防衛大臣に報告するとともに、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等に通知するものとする。

(訓令の準用)

- 第4 訓令第10条から第17条までの規定(第14条第2項及び第3項を除く。)は、準重点管理対象装備品等について準用する。この場合において、これらの規定中「取得戦略計画」とあるのは「取得計画」と、訓令第10条中「プロジェクト管理重点対象装備品等」とあるのは「準重点管理対象装備品等」と、「、PM及びIPTを構成する者を指名し」とあるのは「、必要に応じ事業管理者及び作業部会を構成する者を指名し」と、訓令第11条第1項中「、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣の承認を得て、当該取

得プログラム」とあるのは「、当該取得プログラム」と、同条第3項中「、速やかに」とあるのは「、速やかに、防衛大臣に報告するとともに」と、訓令第13条第3項中「、防衛大臣に報告し、その指示を受けなければならない」とあるのは「、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、当該事象の発生及びその対応策について防衛大臣に報告するものとする」と、訓令第14条第2項中「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、装備取得委員会の審議を踏まえ、当該各号に定める手続きを」とあるのは「、研究・開発段階に移行する場合、量産・配備段階に移行する場合又はその他長官が特に重要と判断する事項を踏まえて取得プログラムを進める場合は、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で」と、訓令第15条第1項中「前節」とあるのは「前3条」と、同条第2項中「、原則として年度毎に」とあるのは「、必要に応じ」と、訓令第16条第2項中「、装備取得委員会の審議を踏まえ、これを適切に行うものとする。この場合において、ライフサイクルコストに著しい変化があるときは防衛大臣の承認を得て、その他のときは防衛大臣に報告し」とあるのは「、防衛大臣に報告し」と読み替えるものとする。

（ライフサイクルコストの見積及び管理要領に関する規定の準用）

第5 ライフサイクルコストの見積及び管理要領について（装プ事第1919号。28. 2. 15）第2から第5までの規定は、準重点管理対象装備品等について準用する。この場合において、同要領第4第1項中「訓令第11条」とあるのは「本通達第4において準用する訓令第11条」と、同要領第4中「取得戦略計画」とあるのは「取得計画」と、「訓令第16条第2項」とあるのは「本通達第4において準用する訓令第16条第2項」と、同要領第5第3項中「訓令第15条第2項」とあるのは「本通達第4において準用する訓令第15条第2項」と読み替えるものとする。

（訓令第11条、第12条及び第15条の運用に関する規定の準用）

第6 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令第11条、第12条及び第15条の運用について（装プ事第3380号。27. 12. 2）第2第1項、第3及び第4の規定は、準重点管理対象装備品等について準用する。この場合において、同通達第2の見出し中「取得戦略計画」とあるのは「取得計画」と、同通達第2第1項中「訓令第11条第2項第5号」とあるのは「本通達第4において準用する訓令第11条第2項第5号」と、同通達第3中「訓令第12条」とあるのは「本通達第4において準用する訓令第12条」と、同通達第4中「訓令第15条第2項」とあるのは「本通達第4において準用する訓令第15条第2項」と、「防衛大臣に報告するとともに、局長等

に通知する」とあるのは「局長等に通知するとともに、必要に応じ防衛大臣に報告する」と読み替えるものとする。

（ライフサイクルの移行管理に関する規定の準用）

第 7 ライフサイクルの移行管理について（装プ事第 5 4 2 7 号。28. 4. 8）第 2 及び第 4 の規定は、準重点管理対象装備品等について準用する。この場合において、同通達第 4 中「訓令第 1 4 条第 1 項」とあるのは「本通達第 4 において準用する訓令第 1 4 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（取得戦略計画の見直し等に関する規定の準用）

第 8 取得戦略計画の見直し等について（装プ事第 5 4 2 8 号。28. 4. 8）第 2 及び第 3 の規定は、準重点管理対象装備品等について準用する。この場合において、同通達第 3 第 1 項（見出しを含む。）中「取得戦略計画」とあるのは「取得計画」と、同通達第 3 中「訓令第 1 5 条第 2 項」とあるのは「本通達第 4 において準用する訓令第 1 5 条第 2 項」と、同通達第 3 第 1 項中「訓令第 1 6 条第 2 項」とあるのは「本通達第 4 において準用する訓令第 1 6 条第 2 項」と、同通達第 3 第 2 項中「訓令第 1 7 条」とあるのは「本通達第 4 において準用する訓令第 1 7 条」と読み替えるものとする。

（管理対象装備品等のプロジェクト管理）

第 9 長官は、管理対象装備品等について、特別の方法によるプロジェクト管理として当該装備品等の契約実績の収集を行うものとする。

2 長官は、管理対象装備品等について、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、管理対象装備品等の選定の解除を行うことができる。

（委任規定）

第 10 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、プロジェクト管理部長が定めるものとする。